

平成20年第2回定例会

## 山県市議会提出議案

平成20年6月19日

議第54号

山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例について

山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成20年6月19日提出

山県市長 平野 元

[提案説明]

市長及び副市長の期末手当の額の特例措置を講ずるため、この条例を定めようとする。

山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年山県市条例第39号。以下「特別職給与条例」という。）の特例について定めることを目的とする。

(期末手当の額の特例)

第2条 平成20年6月から平成23年4月までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、特別職給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、それぞれ同条第1項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において受けるべき給料月額に、同条例別表第2に定める率を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例との比較表

山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年山県市条例第39号。以下「特別職給与条例」という。）の特例について定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当の額の特例)</p> <p>第2条 平成20年6月から平成23年4月までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、特別職給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、それぞれ同条第1項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において_____受けるべき給料月額_____に、同条例別表第2に定める率を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、_____それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、_____別表第2に定める率を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

## 山泉市長、副市長の期末手当

### 給料20%加算廃止へ

山泉市の平野元市長は十九日、経費節約を目的に、二〇一一（平成二十三）年四月までの任期中の市長と副市長の期末手当のうち、給料月額額の20%加算を廃止する意向を明らかにした。同日の市議会定例会本会議で、市

山泉市では、今年三月の市議会定例会で市議の期末手当の20%加算を廃止するための条例改正案を議員発議で可決。今回の条例制定案が可決されれば、市長は約七十三万円、副市長は約六十万円の削減となり、一一年四月までの市長任期中に計約四百一十万円が削減されることになる。

市長、副市長の期末手当は、給料月額と、給料月額に20%を乗じた額の合計の2・125倍（六月）または2・325倍（十二月）に一定割合を乗じた額が支払われる。20%加算の廃止で一年間で市長は約七十三万円、副市長は約六十万円の削減となり、一一年四月までの市長任期中に計約四百一十万円が削減されることになる。

本会議で平野市長は「経費節約減や各種団体への補助金の見直しなど市民に理解と協力をいただいている」と述べ、市民とともに経費削減に取り組む姿勢を示した。

2008.6.20 岐阜

2008.6.20 毎日

市長らボーナス加算廃止を提案  
山泉市

山泉市は19日、平野元市長と嶋井勉副市長の期末手当（ボーナス）加算を廃止する条例を市議会に追加提出した。27日の最終日に可決される見込み。

これまでの市長ボーナスは、月額報酬82万5000円に1・2を乗じて加算、夏期（6月）は2・125倍の約210万円、年末（12月）は2・325倍の約230万円が支払われていた。1・2倍の加算廃止は市長任期が満了する11年4月まで、市長と副市長の分を合わせ、年間約134万円の削減となる。市議の期末手当加算廃止の条例改正案も可決されており、6月分から適用される。

【鈴木敬子】

### 山泉市長ら手当減へ

山泉市の平野元市長は19日、市議会に市長と副市長の期末手当の20%加算を支給しない特例を定める条例を追加提出した。27日の市議会最終日に可決される見込み。

市によると、30日に支給予定の市長の期末手当は210万3750円だが、特例が可決された場合、175万3125円となる。年間では副市長と合わせ、133万9450円の歳出削減となる。

2008.6.20 朝日

2008.6.20 中日

市長らの期末手当加算分は支給せず  
山泉市で追加議案  
山泉市は十九日、開

市長と副市長の期末手当（ボーナス）で、任期中は加算分を支給しないとする条例案など、追加議案二件を上程した。

市長と副市長のボーナスは、六月と十二月に月給の20%が上乗せして支給されているが、条例案は20%をカットするの。市長、副市長ともに今

（徳田恵美）

月から二〇一一年の四月まで。減額分の総額は二人合わせて四百一十八万三千五百円。平野元市長は「健全財政を維持するため、人件費などの削減を実施している」と説明した。

条例案は、総務文教委員会に付託され、最終日の二十七日に採決される。

県内の市町村で、市長・副市長の加算分が支給されないのは初めて。同市議会は今年三月、議員のボーナス加算を廃止している。